

うなぎ稚魚漁業許可 制限措置（案）の概要

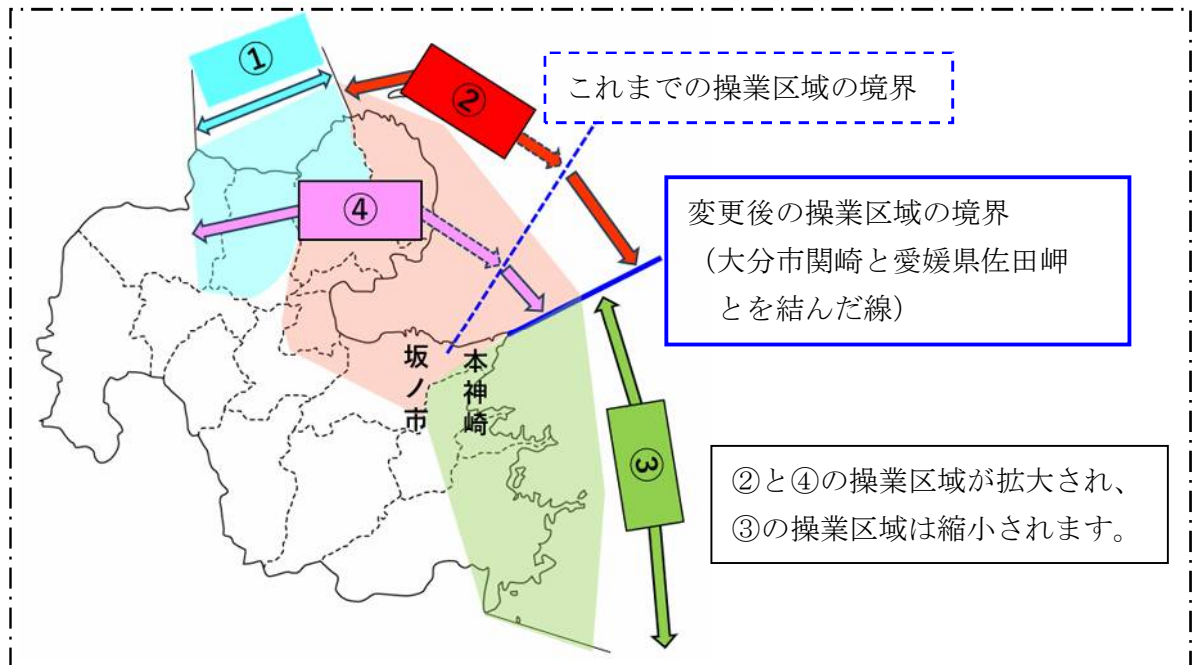
1 改正の背景

県では、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の規定に基づき、大分県漁業調整規則（以下「規則」という。）を定めています。

本県では県内各地の河口付近を中心に、うなぎ稚魚漁業（いわゆる「シラスウナギ」漁業）が営まれており、操業区域を 3 つに分けて許可を行っています（第 5 種共同漁業権の設定されている区域は除く）。このうち、操業区域によっては、来遊するうなぎ稚魚が少ないため、その操業区域を広げることで安定的にうなぎ稚魚漁業を営めるよう要望があったものです。

2 改正の内容

操業区域を下記のとおり改正します。



今回の改正により、一部の操業区域(地図の③)は操業区域が縮小することになりますが、現在③の操業区域の許可を有する方の同意は得られています。

3 今後のスケジュール

- 6月 パブリックコメントに対する意見の集約・検討
- 7月 内水面漁場管理委員会へ諮問
- 8月 海区漁業調整委員会へ諮問
- 11月 制限措置の公示